

JAL 不当労働行為裁判 5 月 19 日結審に参加して  
＝判決言い渡しは 8 月 28 日（木）午後 2 時に＝

風薫る緑の美し季節、地裁 427 号法廷では、結審を迎え最終の意見陳述が行われました。

裁判所前の宣伝行動には約 120 名、裁判後の報告集会には約 100 名の支援者の参加がありました。

管財人の発言「整理解雇を争点としたスト権を確立したら、企業再生支援機構からの 3500 億円の出資は撤回する。」を東京都労働委員会が不当労働行為と認定（2011 年 8 月 3 日）したことを JAL は不服として地裁に提訴し争われてきました。

報告集会では、意見陳述を行った 3 名の、弁護士からは争点の解説、乗員組合委員長、CCU（客乗組合）委員長からは当時の感想を交えた報告がありました。

#### ○弁護士報告

会社側は「管財人は更生手続きの進行にかかる情報を提供すべき義務を負っており、通常の利用者とは異なる。」と主張していますが、本来組合の自立的判断に委ねられるべきスト権についての発言は恫喝以外の何者でもありません。

会社更生手続下にあったかどうかにかかわらず管財人の発言は労働組合法第 7 条 3 号に違反する支配介入に当たります。

#### ○乗員組合委員長報告

管財人側の発言は、整理解雇を行う上で邪魔になる争議権を早い段階でつぶすことが目的でした。職場のなかに混乱を招き、結果として安全運航を最前線で支える乗務員の職場内での信頼関係に深い傷を残しました。不当労働行為が断罪されることを切望し、正義を勝ち取っていききたい。

#### ○CCU（客乗組合）委員長報告

航空会社の社会的責務は何よりも安全運航です。労働組合は安全運航を脅かす経営施策に対するチェック機能を果たしています。管財人の行った不当労働行為は職場意識を荒廃させ、安全を脅かす行為そのものです。

（報告集会に参加して）

裁判は今回で結審し、判決日は 8 月 28 日（木）午後 2 時となりました。

この間、高裁で不当整理解雇撤回裁判の判決が 6 月 3 日（客乗）、6 月 5 日（乗員）に下されます。

2010 年 1 月 19 日に会社更生法の申立が行われて以降、不当な整理解雇が行われたことと密接に関連して不当労働行為が行われています。

- ・ 1 月 19 日 会社更生法申立。
- ・ 1 月 21 日 管財人は労働組合へ解雇はしないと約束。
- ・ 8 月 31 日 更生計画案を地裁へ提出。
- ・ 9 月 27 日 「解雇はしない」の約束を破り年齢、病欠の解雇基準を提示、解雇対象者の乗務スケジュールにブランクアサインをおこない退職を強要。
- ・ 11 月 12 日 管財人事前協議会で解雇決定し 15 日に公表。（正式の管財人会議は行っていない。）
- ・ 11 月 16 日 スト権を立てれば 3500 億円の支援金はでないと脅かし。  
（都労委は不当労働行為と認定）
- ・ 11 月 19 日 9 月 10 日から行われていた債権者投票は 19 日に合意。
- ・ 11 月 30 日 更生計画案が地裁から認可される。
- ・ 12 月 9 日 解雇予告
- ・ 12 月 31 日 解雇強行

高裁では組合側の準備書面や証人尋問で、JAL 側が在籍者の実数を隠して、人員削減目標数を達成していたにもかかわらず組合つぶしのため必要のない整理解雇を行ったことが明らかにされています。

事業規模縮小に見合った人員体制はパイロットで 90 人、客室乗務員で 78 人も下回っていた事実に対して、JAL 側は具体的な数字を上げて反論をすることができなくなっています。

6 月 3 日、6 月 5 日は司法の名に恥じない、事実に基づいた公正な判決が下されるよう願うものです。

（JALOB）